

ベックオンライン・ポータルおよび電子メールサービス用一般取引条件

2020年1月27日 C.H.Beck 社
(エヌオンライン和訳)

第1条 適用範囲と用語の定義

- 1 項 beck-online.DIE DATENBANK、beck-online STEUERN & BILANZEN、beck-online WIRTSCHAFTSDATENBANK、beck-personal-portal および NomosOnline (以下「データベース」) ならびに電子メールサービスに関する C.H.BECK 出版社 (以下「ベック社」) と顧客との間の取引関係に対しては、顧客と結んだ利用契約を補足する形で、顧客による注文時点における本一般取引条件の最新版を適用するものとする。「電子メールサービス」とは、ここでは特に beck-fachdienst、ArbR、FamFR、GRUR-Prax、GWR、SteuK 等の法律専門雑誌に関する電子レターをいう。
- 2 項 本一般取引条件に対して矛盾または逸脱のある、もしくは補足的な顧客側一般取引条件については、ベック社がその効力を明示的に認めない限り、契約の構成要素とならない。ベック社が本一般取引条件と対立するもしくはそこから逸脱する顧客側条件を知りながら無条件で給付を行った場合にも、本一般取引条件は有効である。
- 3 項 本一般取引条件で使用し、以下に挙げる用語は、それぞれ次の意味で用いる：
 - 1 号 「呼び出し」とは、ユーザーの指示に基づいてブラウザ内に表示させるためにある文書を読み出すことをいう。一つの文書を複数回呼び出す場合 (前後のページめくり、ブラウザ内での再呼び出し等) には、それぞれの呼び出しが別個の呼び出しとしてその都度カウントされる。
 - 2 号 「認証ユーザー」とは、利用契約に従い、データベース利用に対する権限を付与された自然人をいう。利用契約に別段の定めがない限り、認証ユーザーとなるのは、契約締結時点における顧客の職員 (パートナー、アソシエイト) であった人または顧客と雇用関係、労働関係もしくは徒弟関係にある人だけである。それ以外の人による利用は、直接、間接問わず認められない。事務所を共有する顧客の同僚は、認証ユーザーには含まれない。
 - 3 号 「文書」とは、その都度ブラウザ内に表示されるページをいう。この場合、その文書のコンテンツが有償か無償かは問わない。とりわけ公有に属するコンテンツ、概要、目次はこの用語の範疇となるが、ヒットリスト、印刷ページ、ヘルプページはこれに当たらない。
 - 4 号 「個別文書」とは、顧客の定期購読モジュールに含まれておらず、オプションの「個別文書購入」または「beck-treffer」を使って呼び出す文書をいう。
 - 5 号 「個別文書購入」とは、顧客の定期購読モジュールに含まれていない個別文書の呼び出しに使用する特

別オプションをいう。個別文書の呼び出しには、別途支払いが必要となる。

6号 「IP 認証」とは、顧客の固定 IP アドレスを利用した、データベースへの恒常的アクセスをいう。IP 認証を利用したデータベースへのアクセスには、別途合意を要する。

7号 「顧客」とは、利用契約書に示されたベック社の契約相手をいう。顧客となりうるのは、自然人または法人もしくは利用契約書に定めた機関または施設である。

8号 「セッション」とは、データベースのウェブサイト呼び出しから、データベースからのログアウトするまでもしくはブラウザを閉じるまでの時間をいう。

9号 「シングルサインオン」(SSO)とは、認証ユーザーが端末でログインする際、データベースへの個人ログインも同時に行う方式をいう。

10号 顧客の「関連事業者」とは、契約締結時点において顧客と同系にある事業者をいう。ベック社は、ドイツ株式法 (AktG) 第 16 条による規定で過半数所有状態にある事業者が利用契約に含まれることを認める場合がある。上記は他の会社形式および公法上の社団についても該当する。

第 2 条 契約締結

1項 ベック社のウェブサイト上もしくは他の媒体上でのデータベースおよび電子メールサービスの公開は、ベック社による確定条件付き申込を意味するものではない。一方、顧客は、自ら契約締結に向けた確定条件付き申込を提出することができる。

2項 9人までのユーザーによる利用を目的とする場合には、オンラインでの注文が可能である。この場合、オンライン注文手続き完了後に、「支払い義務のある注文を行う」ボタンを有効化した上で注文を送信することによって、顧客は申込を提出したとみなされる。注文送信後、顧客が入力した電子メールアドレス宛に注文確認書が送付される。この注文確認書が、ベック社による申込承諾書となる。この場合の利用契約は、顧客からの注文に対して返信された注文確認書ならびに本一般取引条件から生じるものである。

3項 10人以上のユーザーによる利用を目的とする場合には、ベック社営業部に宛てた個別の注文申込が必要となる。ベック社は、それに応じて顧客宛てに利用契約書を送付する。同契約書は、顧客が署名後にベック社宛てに返送したものが同社に到着した時点をもって効力を生じる。

4項 NJW 定期購読者は、当該定期購読期間に限って追加の支払なく、beck-online を介して NJWDirekt のコンテンツにアクセスする権限をもつ。利用に際しては、ベック社ウェブサイト上で、個別のロック解除番号を使用してアクセスを有効化する必要がある。

5項 第 2 条 4 項の規定は、支払によってダイレクトモジュールの利用が可能となる他の印刷物ならびに専門誌関

連の電子レターにも同様に適用されるものとする。

第3条 トライアル期間と解約権

- 1 項 顧客は、契約締結後のトライアル期間中、データベースの購読モジュールならびに **beck-fachdienst** を完全な形かつ無料で試すことができる。別段の定めがない限り、トライアル期間は 4 週間とする。定期購読製品に含まれない文書については、無料提供から除外される。無料トライアル期間の実施は、一年に一度だけ可能である。ただし、ベック社が個別に例外を許可する場合がある。
- 2 項 定期購読しているモジュールおよび **beck-fachdienst** の継続利用を希望しない場合には、注文製品のトライアル期間中であれば、形式の如何を問わず、顧客は契約関係を解消することができる。この場合、契約関係は、トライアル期間満了をもって終了する。
- 3 項 (削除)
- 4 項 「**beck-treffer**」の利用に関する契約については、トライアル期間期間の設定がないため、期間の留保なく、いつでもこれを解除することができる。
- 5 項 以下に続く第 4 条が規定する契約破棄権は、本条の影響を受けない。

第4条 消費者向け必須情報

- 1 項 ベック社は消費者である顧客に対し、後述する破棄の指示に基づく契約破棄権を認める。
消費者とは、自らの商業行為または独立職業行為に帰することのできない目的において法律行為を行う自然人である(BGB 第 13 条)。

契約破棄の指示

契約破棄権

お客様には、14 日以内であれば、理由を述べることなく本契約を破棄する権利があります。

契約破棄期間は、契約締結の日から 14 日間です。契約破棄権を行使するには、ベック社(Verlag C.H.Beck

oHG, Wilhelmstr. 9, 80801München, 電話: 089-38 189-747, ファクス: 089-38 189-297, 電子メール:
beck-online@beck.de)に対し(郵便もしくはファクス、電子メール等での)明確な意思表示の方法で、本契約を破棄するという意思を告知する必要があります。

お客様が契約破棄権行使に関する告知を契約破棄期間の経過前に発送さえしていれば、契約破棄期間は守られたとみなされます。

契約破棄の結果

お客様がこの契約を破棄するとき、ベック社は、お客様から受領したすべての支払いを、配送費を含め(但し、ベッ

ク社指定の最も効率的な通常配送と異なる配送方法をお客様が選択された場合の追加費用は除きます)、遅滞なく、遅くともお客様からの本契約破棄告知がベック社に到着してから 14 日以内には、全額返還いたします。この返金に関しては、お客様との間に明確に別段の合意がない限り、お客様が元の取引でご利用になった支払い手段を使用いたします。いかなる場合にも、この返金に関してお客様に手数料が請求されることはありません。

契約破棄の通知は以上

契約破棄フォームの例

(お客様が契約の破棄を望まれる場合には、以下のフォームを埋め、ベック社までお送りください。)

—宛先:C.H.BECK oHG, Wilhelmstr. 9, 80801 München, ファクス: 089-38 189-297, 電子メール:
beckonline@beck.de:

—以下のサービスに関して、当方の締結した契約をここに破棄いたします:

-
- 注文日:
 - 消費者の名前
 - 消費者の住所
 - 消費者の署名
 - 日付

2 項 オンライン事業者として、ベック社は消費者であるお客様に、欧州委員会のオンライン紛争調停プラットフォーム(OS プラットフォーム)を案内する義務を負っています。この OS プラットフォームは、以下のリンクから参照することができます (<https://webgate.ec.europa.eu/odr>)。ただし、ベック社は消費者調停機関に先立つ紛争調停手続きには参加いたしません。

第5条 データベースへのアクセス;電子メールサービスの購読

1 項 顧客の購読モジュールへのアクセスは、ベック社が顧客に提供したアクセスデータを使用しており、パスワードによる保護下で行われる。複数の利用者での定期購読を契約した場合には、各認証ユーザーはそれぞれアクセスデータおよびパスワードの発行を受ける。個人ログイン用アクセスデータの通知は、技術上の理由から、もっぱら暗号化されたリンクを記載した電子メールによって行う。そのため、顧客は認証ユーザーの該当電子メールアドレスをベック社に通知しなければならない。顧客は、アクセスデータとパスワードを秘匿し、第三者による不正利用を防止する義務も負う。加えて、該当ユーザーによる上記義務の遵守を保証すること。シングルサインオンによるログインは、基本的に認められる。

2 項 データベース機能の有用性および許可された利用制限範囲遵守の検証には、顧客端末がベック社システムより通知される Cookie を承認することに加え、これらを改変しないこと、また可能な限りセッション内で消去しないことが必要である。顧客は、上記要件(特に、ブラウザの該当する設定によって)遵守を保証する義務を負う。顧客が上述義務を自己の都合で履行しなかった場合、それによって生じる機能制限に関しベック社は責任を負わない。義務の不履行を理由に、利用範囲遵守の検証に支障が出た場合には、ベック社は顧

客に対し、相応の期間を設定して改善を促し、成果のないまま期間が経過した場合には、改善が実施されるまでの間、顧客のアクセスを差し止めることができる。さらに、相応の期間を再度設定しても成果がない場合には、バック社は利用契約を解除することができる。

- 3 項 固有 IP アドレスをもつ裁判所、法律事務所、事業所、公的機関ならびにその他の施設や団体は、バック社との関連する合意に基づいて、IP 認証を介してデータベースにアクセスすることができる。この場合、端末がデータベースと常時接続されているため、該当ユーザーはユーザー名とパスワードを使ってログインする義務を負わない。

ただし、データベースの個人向け機能、特に文書管理や検索記録、注釈およびマーク付けの保存などなどの利用にあたっては、通常の場合と同様に、該当ユーザーはユーザー名とパスワードを使ってログインする必要がある。IP 認証は、顧客の問い合わせに応じて、顧客の部門それぞれのアクセスデータとパスワードが定義づけられるよう設定することが可能である。

顧客は、IP 認証を介したデータベースへのアクセスを、その機関のネットワークと購読範囲内の認証ユーザーに限定しなければならない。

- 4 項 顧客またはユーザーによって使用された技術によって、データベースの機能または安全性に支障が起こったり、バック社が顧客またはユーザーのアクセス権限ならびに許可された利用種別・範囲の検証を行う機会およびサービス不正利用を防止する機会を損なわれたりした証拠がある場合、バック社には、データベースへのアクセスを拒絶する権利が留保されている。アクセスが拒絶されるのは、特にアクセス元が公開済みブラックリストに登録された IP アドレスである場合または顧客ないしユーザーが大規模なユーザー匿名化と利用状況の抹消を可能にする (Tor-Browser などの) ブラウザソフトウェアを使用している場合である。バック社は差し止めに先立って顧客に連絡して事実関係と差し止め予定に関する通知を行い、相応の期間内に改善する機会を設ける。ただし、遅滞の恐れがある場合にはこの限りでない。

- 5 項 顧客は、アクセスデータまたはパスワードの不正利用もしくは IP 認証によるアクセス不正に気づいた場合、バック社に遅滞なく報告すること。不正利用が生じた場合、事実関係が明らかになり、不正利用が停止するまで、バック社はデータベースへのアクセスを差し止めることができる。顧客に帰する不正利用については、顧客が責任を負う。

- 6 項 電子メールサービス定期購読時には、顧客は電子メールを介して専門情報を受け取る。顧客は、そのためのメールアドレスをバック社に通知すること。

第6条 顧客の協力義務

- 1 項 顧客は、とりわけ使用ハードウェアおよびオペレーティングシステム (OS) ソフトウェア、インターネット接続および最新のブラウザソフトウェアに関して、データベースへのアクセスのための技術的要件を整え、維持する責任を負う。バック社は、現在サポート中のブラウザをウェブサイト上で示す。

- 2 項 データベースシステムの進展に伴い、顧客はバック社からの通知に従い、使用する IT 基盤設備に対して必

要な適応措置を講じる義務を負う。

- 3 項 データベースの適切な利用には、顧客の使用端末において時刻およびタイムゾーンが最新の状態で正確に設定されていることが前提となる。顧客は、関連する設定を行う義務を負う。
- 4 項 顧客は、システムのセキュリティに必要な措置、特に、ブラウザの常用セキュリティ設定を使用し、マルウェア防止用の最新セキュリティ措置を講じる義務を負う。
- 5 項 ベックオンライン WIRTSCHAFTSDATENBANK(経済データベース)の枠組内における信用情報の伝達については、ユーザーが希望する情報について、信頼に足る公正な目的を証明し、かつ保護されるべき関係者の利益を侵害すると信ずるに足る理由がないことが前提条件となる(連邦データ保護法第 29 条 2 項 29 Abs. 2 BDSG)。個人情報の照会に際して、ユーザーは公正な目的を真実に即して述べる義務を負う。連邦データ保護法第 29 条 2 項 4 号に従い、ユーザーはあらゆる照会に対し公正な目的ならびに信頼に足る説明を記録し、この記録を 12 か月の期間保管する義務を負う。ベック社は、上記データを抽出法によって検証する義務を負う。

第7条 サービスの範囲と制限、利用可能性、変更権限

- 1 項 定期購読の範囲内において顧客がアクセスできるデータベースのモジュールもしくは電子メールサービスの範囲内で顧客に配信されるコンテンツは利用契約で定められている。
- 2 項 宣伝物、ウェブサイトまたは文書上におけるデータベースもしくは電子メールサービスに関するベック社の記述および説明は、もっぱら特徴を述べたものにすぎず、ある特性を担保もしくは確約するものではない。
- 3 項 データベースないし電子メールサービスのコンテンツを選定、維持するにあたっては、ベック社は通常業務同様の注意基準を適用する。裁判例および法規について、ベック社は継続的な維持管理を行う。ただしこの場合、第三者による正確な情報の提供が前提となる。著作物(特にコメンタール、解説書、事典および法的記録簿等)については、その都度の最新版がデータベースに収録される。継続的に更新される「ベック・オンラインコメンタール」は、その都度の現行版が各ウェブページに掲載される。オンライン化された印刷物が版を重ねる際の変更注記についても同様である。顧客は内容について、使用目的に沿った有効性を検証しなければならない。
- 4 項 ベック社は、暦年平均 98%のデータベース利用可能性を目指す。基準となるのは、データベースシステムのインターネットへのハンドオーバー地点におけるデータベース利用可能性である。利用可能性は、次の公式によって算出する：

$$\text{利用可能性} = (\text{全時間} - \text{全休止時間}) / \text{全時間} \times 100\%$$

全休止時間の算出に当たっては、以下の時間は算入しない：

- a) ベック社の影響によらないインターネット障害、または不可抗力などによるベック社が責任を負わない状況によって生じた利用不能時間；
- b) 毎日午前 6:00 から 8:00 まで定期的実施される、データベースの計画的保守作業による利用不能時間。
- c) 障害の除去に必要な、緊急の計画外保守作業による利用不能時間。ただし、顧客に対しては可能な限りウェブサイト上でその旨を通知する。
- d) データベースへのアクセスのために顧客が整備すべき技術要件に、ハードウェアの故障などの一時的な不具合が生じたことによる利用不能時間。

5 項 ベック社は、データベースを継続して最新の要件に適合させるよう努める。したがって、ベック社には、システムを技術的水準に適合させるための変更、システム最適化のための変更、とりわけ利便性向上や内容の変更を行う権利が留保される。後者については、不備の修正、更新および補完、プログラムの最適化またはライセンス上の制約によって必要な範囲に限る。上記のような変更の結果、顧客が受けるべきサービスに無視できないほどの価値の減少が生じた場合には、価値の減少に応じた支払額の削減を要求するもしくは契約期間に拘束されることなく利用契約を解除することができる。解除権は、変更の発生から 8 週間以内の期間に行使することができる。

第8条 料金、料金の調整、支払条件

- 1 項 データベースの利用または電子メールサービスの購入について、定期購読範囲に応じて顧客が支払うべき料金は利用契約書内で定める。
- 2 項 定期購読料金また **beck-fachdienst** の購入料金は、購入期間分および延長期間分をそれぞれ前払いで納めること。購入期間および延長期間の長さは、利用契約書内で定める。専門雑誌の定期購読に関連する電子レターの購入料金は、当該雑誌の 1 年分の定期購読料金に含まれる。
- 3 項 個別文書購入サービスならびに「**beck-treffer**」オプションにおける個別文書の呼出しについては、呼出し時点で有効な価格表に応じて、文書ごとに別途料金の支払いが必要である。トライアル期間中の購読についても、上記と同様である。各個別文書の価格は、呼び出し実行前に顧客に示される。個別文書の呼出し料金は、月ごとに後払いで請求される。顧客による個別文書の呼出し料金の支払いが 2 回以上連続して遅滞した場合には、ベック社は個別文書購入に関する顧客の権限を差し止めることができる。この場合、「**beck-treffer**」のみを購読する顧客については、無料の文書のみ呼び出すことができる。

- 4 項 総価格として明示されない限り、価格にはすべて、その都度の実効法定付加価値税が加算される。
- 5 項 ベック社発行の請求書は、顧客が受領した時点で全額の支払期限を迎える。顧客は、送金、クレジットカード (Master、VISA、Amex、JCB) または自動引落しによって支払いをすることができる。
- 6 項 契約締結後に定期購読モジュールまたは beck-fachdienst が追加コンテンツによって拡充された場合には、ベック社は、拡充に応じて料金を引き上げることができる。些細な拡充については対象としない。引上げ後価格は、拡充時点の次に来る延長期間 (第 8 条 2 項参照) に対して請求できるものとする。通常の請求書に添付される文書内に、価格引上げの根拠を示す。価格上昇があった場合、顧客には、該当モジュールないし該当 beck-fachdienst についての利用契約を、第 13 条 8 項に従って解除する権利が認められる (特別解除権)。
- 7 項 第 8 条 6 項の規定に関わらず、ベック社は、月末まで 3 か月の期間を置いた書面での予告を行うことにより、購読料金を引き上げることができる。契約締結後に、技術的インフラの維持および開発費用等の諸サービス提供に関して必要な費用、第三者著作物のライセンス費用または顧客サービスおよび管理全般の費用が (費用の削減があった場合にはこれも考慮の上で) 総じて上昇した場合もしくは定期購読モジュールに収録されている印刷物の市場価格が上昇した場合が料金引き上げの対象となる。価格上昇があった場合、顧客には、該当モジュールないし該当 beck-fachdienst についての利用契約を、第 13 条 8 項に従って解除する権利が認められる (特別解除権)。

第9条 所有権

- 1 項 顧客は、ここでいうデータベースが、ベック社によって作成されたデータベースシステムないしドイツ著作権法 (UrhG) 第 4 条 2 項、第 87a 条 1 項の意味におけるデータベースであることを認識するものとする。関連するコンピュータープログラムはドイツ著作権法 (UrhG) 第 69a 条以下の保護下にあり、解説書および文書類ならびに提供される著作物は ドイツ著作権法 (UrhG) 第 2 条の保護対象となる。第三者の保護対象著作物に関する権利は影響を受けない。
- 2 項 電子メールサービスにおいて公開された寄稿物はすべて、著作権法で保護される。公開された裁判所の決定及び判旨についても、これらが発信者または編集者によって編集または修正された場合には、上記保護対象となる。
- 3 項 商標、企業ロゴ、その他のマークまたは保護表示、著作権表示、シリアル番号ならびにその他の識別表示は、電子フォーマットにおいても印刷の場合にも、除去もしくは改変を行ってはならない。

第10条 顧客の利用権限

- 1 項 利用者契約ならびに以下の規定に従い、契約に基づく料金の支払いを行うことを条件に、顧客および契約で定められた認証ユーザーが自身の目的のために、データベースの定期購読モジュールの利用ないし購入文書の個別呼出し利用または購入した電子メールサービスのコンテンツ利用を行うための、基本的、非独占的、移転不可能な権利が、利用契約期間に限定して顧客に付与される。
- 2 項 利用権限により、データベース内での調査、文書の呼出しおよび閲覧、ダウンロードおよび顧客または認証ユーザー端末への1回限りの文書保存ならびに1回限りの文書印刷が認められる。顧客には、職務の範囲内（とりわけ法律または税務相談、会計または政府・司法機能の範囲内）において、特定の事件の処理に関連する場合に限り、文書または購入済み電子メールサービスのコンテンツを複製し、これらの全体もしくは一部を第三者個人に譲渡することが認められる。文書または検索結果一覧の複製またはその他の利用ならびに再利用についてはすべて、これに先立つベック社の書面による同意がある場合に限って認められる。上記以外の文書および検索結果一覧の体系的自動呼出し、呼び出した文書および検索結果一覧からの体系的編集物作成、第三者への体系的譲渡または文書および検索結果一覧への第三者のアクセスを可能にすることならびに商業的情報仲介を目的とするデータベースの利用（第三者の依頼による調査及び文書呼出し）は認められない。
- 3 項 ダウンロードされた文書および検索結果一覧は原則的に、定期購読期間内に限って保存が認められる。定期購読期間終了後は、これらを消去すること。ただし、その返還についてベック社は要求しない。ダウンロードした文書または検索結果一覧を永続的に保管することは認められない。事件、訴訟手続または記録文書に関して小規模の保管を行う場合はこの限りではない。顧客には、事件、訴訟手続、記録文書ごとに50文書まで、保管を目的とした印刷またはデータ記録媒体への永続的保存が認められる。
- 4 項 利用契約に基づくデータベースから個別文書購入に関する権限を得ている場合、初回呼出しから暦日上15日間であれば、顧客は追加料金なしに購入済み文書を再度呼び出すことができる。ベックオンライン DIE WIRTSCHAFTSDATENBANK(経済データベース)および Schwacke-Anwendungen においては、個別文書購入時の呼出し権限は1度限りである。
- 5 項 データベースの利用は、利用契約に定められた認証ユーザーの数に限定される。IP認証によるアクセスの合意を行っている場合を除き、顧客はユーザー名を明らかにしなければならない。該当認証ユーザーのアクセス権限は、ベック社が電子メールまたは書面によって許可する。
- 6 項 利用に関して、認証ユーザー1人あたりの暦日1日ごとの呼出し可能文書数は最大200文書までとする。ベック社は、上記制限を超えて呼び出された文書に対し、個別文書呼出しに適用される現行価格を請求することができる。加えて、ベック社には、上記の分量超過があった場合

に、該当する暦日が経過するまでの間、当ユーザーのアクセス、呼び出しおよびダウンロード速度を制限する権利が留保される。

7 項 認証ユーザーがユーザーID とパスワードを使ってデータベースに同時ログインできるのは常に 1 回きりである。別ブラウザまたは別の機器で新たにログインした場合、先行セッションは自動的に中断される。

8 項 法的許諾 —特にドイツ著作権法 (UrhG) 第 60a 条以下— に基づく利用権限については、利用契約および本一般取引条件には含まれず、またその影響を受けない。VG Wort の RightsDirect プログラムに対し、ベック社はコンテンツを提供しない。

9 項 ベック社は、適正範囲を超えた利用を阻止するための技術的措置、とりわけアクセス制限を講じることができる。顧客は、ベック社の技術的措置を回避または突破するためのいかなる機器、製品もしくはその他の手段も使用してはならない。顧客はとりわけ、ウェブクローラー、スパイダープログラム、メタ検索エンジンまたはこれらに類し、データベースからコンテンツを自動的に呼び出すいかなる技術も使用してはならない。濫用が認められた場合、ベック社はデータベースへのアクセスを即時遮断することができる。重大な理由による特別解約権ならびに損害賠償請求権をはじめ、ベック社の他の権利および請求権は影響を受けない。

10 項 顧客は、認証ユーザーに上記規定を周知し、それらの順守を保証する義務を負う。

11 項 利用過多をはじめとする、契約に反する利用が客観的に明らかな証拠が存在する場合には、顧客はベック社の要求に応じ、データベース利用の方法および範囲に関する情報を文書で提出する義務を負う。契約に反する利用があった場合、ベック社の他の権利および請求権は影響を受けない。

12 項 顧客が事業者、公法上の法人または公法上の特別基金であり、かつ顧客に帰する事由によって第 10 条 11 項に従って情報提供義務を果たさなかった場合には、ベック社は公正な裁量によって、予想逸失利益を査定することができる (ドイツ民法第 315 条以下を適用)。査定基準としては、とりわけ当該延長期間における文書呼出し数とこれに先行する定期購読・延長期間との比較および顧客の実質職員数を用いる。ここでいう職員には、研修を完了した在職人員のほか、データベースへのアクセスが可能で顧客のために調査を行う研修中の人員 (インターンや実習生など) も含まれる。

第11条 瑕疵が存在する場合の請求権

1 項 ベック社は、データベースシステムの技術的欠陥を適切な期間内に除去する。この際、ベック社の責任範囲は、同社が運営するデータベースシステムのインターネットへのハンドオーバー地点までに限定され、顧客システムおよびハンドオーバー地点を超えたデータ伝送回線はこれ

に含まれない。

2 項 ベック社は、コンテンツの選択および維持に際し、一般的注意を払う。ただし、これはコンテンツの完全性、正確性および最新性を保証するものではない。

3 項 不具合、障害または損害が発生した場合、顧客は遅滞なくこれらを報告しなければならない。

第12条 損害賠償責任

1 項 いかなる法的根拠とも関わりなく、ベック社の責任は法規定の範囲内で、以下の第 12 条 2 項 から 第 12 条 6 項で定めたものに限定される。

2 項 ベック社は、生命、身体または健康の侵害による損害ならびに同社もしくはその法定代理人または履行補助者の故意もしくは重大な過失による損害ならびに同社の保証不遵守または請合品質不遵守もしくは悪意をもって隠蔽されたことによる損害について、ベック社は無限賠償責任を負う。

3 項 ベック社もしくはその法定代理人または履行補助者が単純過失によって行った具体的な契約上の義務違反に起因する損害については、同社は予見可能かつ契約特有の損害に限って賠償責任を負う。契約上の具体的義務とは、その履行によって初めて契約の正常な実施が実現し、かつその遵守を契約の相手方が通常信じる義務をいう。

4 項 その他の単純過失行為に対しては、ベック社は損害 1 件につき 2 万 5 千ユーロを上限として賠償責任を負う。

5 項 ドイツ民法典第 536a 条 1 項 1 号の定める、契約締結時において既に存在した欠陥に対するベック社の無過失責任は除外される。

6 項 製造物責任法の定める賠償責任は影響を受けない。

第13条 契約の開始、期間および終了

1 項 利用契約書に別段の定めがない場合、利用契約の開始、期間および終了には第 13 条（本条）の規定を適用する。

2 項 データベースの利用ないし beck-fachdienst の利用に関する契約は、上記第 2 条の規定に従って成立する。

3 項 契約締結後、トライアル期間が開始される。別段の合意がない限り、トライアル期間は 4 週間

である。無料トライアル期間は、一年に一度しか実施できない。ただし、ベック社が個別に例外を許可する場合がある。注文製品のトライアル期間中であれば、顧客は形式の如何を問わず、契約関係を解消することができる。解除告知が行われなかった場合、トライアル期間の終了時から、定期購読期間についての契約が成立する。

4 項 . (削除)

5 項 定期購読期間または延長期間終了まで 4 週間前の解約期限までに、当事者双方から契約解除を告知することができる。解除告知が行われなかった場合には、自動的に延長期間 1 期分の契約延長が行われる。

6 項 「beck-treffer」の利用に関する契約については、トライアル期間の設定がないため、期間の留保なく、いつでもこれを解除することができる。

7 項 専門雑誌定期購読の範囲内における電子レターの購入に関しては、定期購読の開始、期間および終了は、当該定期購読契約によって規定される。

8 項 第 8 条 6 項または第 8 条 7 項による料金改定は、特別解約権および期限内に行われなかった解約告知の効果に関する情報とともに、書面または文書形式で顧客に通知される。値上げ通知受領から 4 週間の期限内であれば、顧客は価格改定実施期日をもって成立する契約解除を告知することができる。顧客が解除告知を全くもしくは期限内に行わなかった場合には、新料金を適用した契約が継続される。

9 項 上記の規定は、データベースへのアクセスが付属するベック社の CD・DVD 製品および印刷版製品 (NJW、JuS、Formularbuch Recht und Steuern 等) のユーザーならびにその他の理由でデータベースに無料アクセスする個人 (著者等) との契約関係には適用されない。

10 項 重大な事由による各当事者の特別解約権は影響を受けない。

11 項 契約終了に際し、ベック社は顧客のデータベースないし電子メールサービスへのアクセスを遮断することができる。

12 項 本一般取引条件第 4 条による契約破棄権は影響を受けない。

第14条 個人データの取扱い

1 項 ベック社データ保護方針において詳述するとおり、同社は、個人の基本データおよび利用データを収集、取扱および利用することを顧客に対して通知する。

(<https://beck-online.beck.de/Service/Datenschutzerklärung> 参照)

以下のうち少なくとも1つの分類に該当していれば、EU 一般データ保護規則 (DSGVO) 第 28 条に従って、顧客は管理者であり、ベック社は取扱者であるとみなされる：

- a) オンライン計算プログラム (iFam や iErb 等) で個人データを管理される、弁護依頼人、訴訟手続や訴訟の当事者またはその他の人。
- b) データベースのファイル管理機能内で個人データを管理される弁護依頼人、訴訟手続または訴訟の当事者またはその他の人。
- c) 利用契約の遂行および準備のためにベック社がその利用行動に関する統計を作成する、顧客の組織内ユーザー。
- d) ログインダイアログ経由またはシングルサインオン (SSO) によって個人ログインを行う顧客の組織内ユーザー。

2 項 ベック社は、契約上の義務履行にあたって必要な個人情報に限り取り扱うことができる。その他の目的のために個人情報を取り扱うことはできない。

3 項 ベック社は、個人情報の取扱いに関わるあらゆる人が秘匿性およびデータ保護法の遵守に対する義務を負うことを保証する。顧客も同様に、契約の履行に関連してベック社の事業領域から知れた情報について守秘義務を負う。

4 項 ベック社は、EU 一般データ保護規則第 32 条の定めによる取扱いの安全性およびリスクに見合ったデータ保護レベル到達のために必要な措置を実施し、顧客に対してこれをする義務を負う。同社は顧客の要求に応じ、EU 一般データ保護規則第 12 条から第 23 条ならびに同規則第 32 条から第 36 条に定められた義務に従って、データ主体の権利行使に関して顧客を支援する。

5 項 契約上のサービス提供の終了後、法律上特段の義務がない限り、ベック社は顧客の選択に従い、すべての個人データを消去するかもしくは顧客に完全に引き渡さなければならない。

6 項 顧客はベック社に対し、他の取扱者を従事させるための一般的な書面の許可を与える。

7 項 ベック社は、求めがあれば EU 一般データ保護規則第 28 条の遵守を証明するために必要なすべての情報を顧客に提供して顧客または顧客によって委任された監査人による監査を可能にし、またこれに寄与する。

第15条 職業上の守秘義務

1 項 ベック社がデータベース提供の枠内で、連邦弁護士会法 (BRAO) 第 43a 条 2 項、同 43e 条、税理士法 (StBerG) 第 57 条 1 項、同 62a 条、会計士法 (WPO) 第 43 条 1 項、同 50a 条、

弁理士法（PAO）第 39a 条 2 項、同 39c 条ならびに連邦公証人法（BnotO）第 18 条、同 26a 条による職業上の秘密保持、社会保障法典（SGB）第 1 卷 35 条、同 10 卷 78 条による社会上の秘密保持、租税通則法（AO）第 30 条による税の秘密保持ならびに連邦データ保護法（BDSG）第 25 条 2 項 1 号末尾によるデータ保護を遵守する法的義務の対象となるサービスを実施する限りにおいて、同社は弁護士、税理士、会計士、弁理士、公証人あるいは公共団体の事務職員が職務の遂行に際して知り、かつ弁護士、税理士、会計士、弁理士、公証人あるいは公共団体の事務職員が同社に対して開示したあらゆる情報に関して、上記の守秘義務違反に対する刑事責任を負う。明白な事実またはその趣旨上秘密保持が必要とされない情報は、上記に該当しない。

- 2 項 ベック社はさらに、契約履行のために必要な範囲を除き、他者の秘密情報を取得してはならない。守秘義務の対象となる情報に接する同社従業員も、同様に守秘義務を負う。
- 3 項 ベック社は契約履行のため、外部のサービス事業者を利用する権限をもつ。同社は、その契約上の義務履行を目的として利用する外部サービス事業者に対し、守秘義務の遵守を文書の形式で義務づける。個人情報保護に関する総則規定は本項の影響を受けない。

第16条 一般条項

- 1 項 履行地はミュンヘンとする。契約に関連して商人、公法上の法人または公法上の特別基金との間に生じる紛争についての専属裁判籍も同様にミュンヘンとする。
- 2 項 データベースおよび電子メールサービスの利用に関連するあらゆる紛争に対しては、法的根拠の如何に関わらず、別の法体系において参照される抵触法の規定はすべて排除され、ドイツ連邦共和国法が排他的に適用される。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。